

# 令和7年度かながわの名産100選魅力発信のための店舗メディアを活用した販路拡大等業務運営委託仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度かながわの名産100選魅力発信のための店舗メディアを活用した販路拡大等事業運営業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## 3 事業目的

「かながわの名産100選」を中心としたかながわ産品の魅力を本県への観光誘客に活用するため、磨き上げと他県の産品との差別化を行い、効果的な販売戦略を確立し、県内外又はオンライン等で開催する物産展や商談会等を通じて、県内外の観光客にPRを行う。

## 4 業務内容 [企画提案事項]

本業務は、「店舗メディア」を1か月程度貸切り、レストラン業務、物販、商談会、バイヤー向け試食会、メディア招待試食会等を開催してかながわ産品の魅力を発信し、認知度向上を図ることを主とする。

※ 店舗メディアとは、来店した訪問者に販促活動等を行い、旅行等のきっかけをつくるために提供する広報を目的とした店舗

### (1) 店舗メディアの仕様

本委託業務で使用する店舗メディアについては次の条件を満たすものとする。

- ・ 都内のターミナル駅に近く多くの人通りが見込めること
- ・ かながわ産品等を調理して提供ができる厨房を有すること
- ・ 物産販売、商談会、バイヤー招待試食会の開催、メディア招待試食会等が開催できるスペースを有すること
- ・ 「かながわ名産100選」や観光パンフレット等を配架できる販促棚を有すること
- ・ 1か月程度貸し切りが可能であること

### (2) 「かながわの名産100選」を活用した飲食メニューの開発・提供

#### ア 店舗メディアにおける飲食メニューの企画・提供・運営管理

- ・ 発注者の定める神奈川県内の7エリアから、「かながわの名産100選」の商品、産品を活用した飲食メニューの企画を行うこと
- ・ 企画するメニューの仕入れ調整・仕入れ事業者の管理を行うこと、その際の原材料などの仕入れコストの負担は受託者において行うこと
- ・ メニューの開発、提供形態は、発注者と十分に協議を行うこと
- ・ 企画した飲食メニューについて、店舗メディア貸し切り期間中に提供を行うこと

- ・ 店舗メディアの衛生管理、保健所へ各種申請等の対応は受注者が行うこと
- ・ 店舗メディア貸し切り期間内における、メニューの販売数、購買額を管理集計し、期間終了後検証・報告を行うこと

#### イ 店舗メディアでの「かながわの名産100選」の販売・管理運営

- ・ 店舗メディア貸し切り期間中、受託者は店舗内で「かながわの名産100選」の商品・産品を販売すること。なお、販売する商品については、発注者と協議の上、選定を行うこと
- ・ 店舗メディア貸し切り期間中における、商品・産品の販売数、購買額を管理集計し、期間終了後検証・報告を行うこと

### (3)「かながわの名産100選」の認知度向上・情報発信・情報提供

#### ア 店舗メディア内の「かながわの名産100選」のバイヤー向け商談会の開催・管理運営

受注者は、「かながわの名産100選」の認知促進、販路拡大、消費拡大のために主に流通市場のバイヤー等に対して商談会を実施すること

- ・ 店舗メディア貸し切り期間中に、受託者は、「かながわの名産100選」の販売・取扱いにつながる可能性のあるバイヤーを招待し、商談会開催を行うこと
- ・ 「かながわの名産100選」に係る商談会のバイヤー招待については、発注者と協議の上、選定を行うこと
- ・ 「かながわの名産100選」に係る商談会の商品については、発注者と協議の上、選定を行うこと
- ・ 商談会の意見集約、検証について、発注者と協議の上、実施し、商談会終了後、報告を行うこと

#### イ 店舗内での「かながわの名産100選」のメディア向け試食会の開催・管理運営

受注者は、「かながわの名産100選」の認知促進、販路拡大、消費拡大のために各種メディアに対して試食会を実施すること

- ・ 店舗メディア貸し切り期間中に、受託者は、「かながわの名産100選」の認知度向上のため、各種メディアを招待し、メディア向け「かながわの名産100選」試食会を開催すること
- ・ メディア向け「かながわの名産100選」試食会へ招待するメディアについては、発注者と協議の上、選定を行うこと
- ・ メディア向け「かながわの名産100選」試食会の試食品目については、発注者と協議の上、選定を行うこと
- ・ メディア向け「かながわの名産100選」試食会の意見集約、検証については、発注者と協議の上、実施し、商談会終了後、報告を行うこと

#### ウ プロモーション業務

受注者は、本業務を県内外に広く周知・告知を行うためのプロモーション業務

を行うこと

(ア) PR 施策の実施

受注者は企画したメニュー及び「かながわの名産 100 選」を効果的に PR するため、本委託業務の実施の周知及び来店の促進を、ホームページ・SNS 等を積極的に活用し情報発信を行うこと

(イ) 店舗メディア内におけるプロモーション

店舗メディア貸し切り期間中に来訪された顧客に対し、「かながわの名産 100 選」の商品情報や魅力を、積極的に発信・提供すること

(ウ) 「みやげっと」との連携

店舗メディアを活用し、オンライン販売サイト「みやげっと」（みやげっと URL：[https://giftpad.jp/lp/miyaget\\_kanagawa/?srsltid=AfmB0opp2hFMKrgZuWQC3AQLLeas0RgY90x\\_YV9JIXwkY8uvv3Y8rDxE](https://giftpad.jp/lp/miyaget_kanagawa/?srsltid=AfmB0opp2hFMKrgZuWQC3AQLLeas0RgY90x_YV9JIXwkY8uvv3Y8rDxE)）における販売促進に繋げること

## オ 開発したメニューの生産者等へのフィードバック

受注者は、本委託業務で企画したメニューを調査結果に基づいて生産者等へのフィードバックを行うこと

## 5 追加提案 [企画提案事項]

本仕様書に定める委託業務の他、店舗メディアと連携してかながわ名産100選の販路拡大に効果的と考えられる企画等があれば、委託料上限額の範囲内で、その根拠とともに追加提案し実施すること

## 6 参加資格・選定基準

- ・ 「かながわの名産100選」事業に理解・精通し、過去3年以内に、自社のメディアを通じて「かながわの名産100選」のPR、告知を行ったことがあること
- ・ 過去3年以内に、神奈川県また県内の観光PR誌を3件以上発行・制作したことがあること
- ・ 過去3年以内に、地方自治体または観光協会等と連携し、製品のメニュー開発、提供を5件以上行ったことがあること
- ・ 都内または県内に自社で経営している飲食店をもっていること。さらに飲食店の立地条件、運営形態、独自性なども考慮する。
- ・ 観光情報発信、編集業務に精通する社内責任者、スタッフを擁し、本事業、事業後においてPR・広告メディア等への適格な助言、方策の提言ができること

## 7 本事業の成果目標

店舗メディアへの来店客数及び売上高、商談会での成約数等の目標値を設定し、効果測定を実施して PDCA サイクルを実行すること。目標値の設定については発注者と協議の上、決定すること

## 8 本事業の成果物

### (1) 事業結果報告書

店舗メディアにおける販路拡大事業終了後、事業結果報告書（PDF 形式）を作成し 1 か月以内（ただし、1 か月が令和 8 年 3 月 31 日を過ぎる場合は令和 8 年 3 月 31 日まで）に発注者に提出すること。

なお、受注者からの提案により、発注者と協議の上、報告事項を追加又は変更することを妨げない。

## (2) 最終報告及び業務完了届

印刷した原本 2 部を郵送又は持参するとともに、電子メール又は CD-R 等の電磁的記録媒体（1 枚）に保存した上で納品すること（電磁的記録媒体の購入費用は委託料に含めること。）。

また、成果物、その他の発注者に提供するデータや記録媒体については、納品前に必ずコンピューターウイルス等不正プログラムが混入していないことを確認すること。

## (3) 提出先

〒231-8521

神奈川県横浜市中区山下町 1 シルクセンター 3 階

公益社団法人神奈川県観光協会 県事業推進部

## 9 制作物に関する権利の帰属

発注者は、本委託業務における販促物について、発注者の観光プロモーションでの活用、神奈川県公式観光サイト「観光かながわNOW」への掲載を予定しているため、受注者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

- ・ 本件における販促物の著作権は、発注者と受注者が持分均等で共有するものとする。
- ・ 前項にかかわらず、本件販促物に含まれる著作物のうち、本件販促物を製作する以前より各当事者に著作権が帰属する写真や画像データ等の著作権については当該当事者に帰属するものとし、第三者が著作権を保有している著作物の著作権は、当該第三者に帰属するものとする。

## 10 留意事項

- (1) 受注者は、本業務を進めるに当たり、発注者と緊密に連携し協議を行い、その記録を発注者に共有し、作業を進めること。この場合に、疑義が生じた際は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、契約期間中発注者の求めに従い、逐次、進捗状況の報告や中間成果物の提供を行うこと。
- (3) 受注者は、画像又は動画の提供を第三者に依頼する場合、第三者の許諾を得て画像又は動画を撮影する場合は、第三者から許諾を得ること。許諾を得る方法については受注後に発注者と協議の上決定すること。
- (4) 本業務の実施において個人情報を扱うに当たっては、別添「個人情報保護に関する特記事項」を守らなければならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や、本仕様書によりがたい事項が発生した場合は、その都度、発注者が受注者と協議の上、対応する。
- (6) 再委託が必要な場合の取扱いについて
  - ・ 受注者が、業務上の必要性により委託業務の一部を再委託する際は、企画提案時に再委託する業務、相手方等を明らかにし、契約締結後に発注者に届出をし、書面によ

り承諾を得ること。

- 再委託する業務、相手方等に変更がある場合は、受注者は、その都度、発注者の承諾を得ること。
- 作業責任者の業務については、再委託してはならない。

(別紙様式)

## 業 務 完 了 届

令和 年 月 日

公益社団法人神奈川県観光協会会長 殿

(受注者)

所在地：

法人名：

代表者（職・氏名）： 印

次のとおり、業務を完了しましたので報告します。

契約名	運營業務委託
契約年月日	
契約金額	
契約期間	
完了年月日	
特記事項	

※ 本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先記載の場合、代表者印の押印省略可能